

白書(年次報告書)を閣議にかけられない——こんな珍事が五月下旬に農林水産省・林野庁で起きた。「森林・林業白書」は通常、「農業白書」、「水産白書」とそろって、五月の連休明けに発表される。主務官庁が同じで相互に関連があるから、同時期にまとめるのは当然だ。ところが、今年には森林・林業白書の公表が大幅に遅れ、閣議決定は六月にずれ込んだ。「技術的な理由」(林野庁)と口を濁すが、国会で審議中だった森林経営管理法(以下、新法)案への影響を恐れたのは明らかだ。

政府が大急ぎで成立させた新法だが、その本質は、国有林などの国富を民間企業に売り渡す点で、本誌が批判してきた主要農作物種子法の廃止とまったく同じ「売国法」であり、東日本大震災の特別復興税の事実上の無期限延長である森林環境税を財源に使う点で、より悪質だ。日本の将来に必ず禍根を残す。

「データ捏造」で新法成立を急ぐ

新法は、昨春秋に安倍晋三首相の私的諮問機関である規制改革推

けて、農業協同組合の改革を推進した奥原正明農水次官が「次は林野と水産」と意気込んだのが、森林経営管理法だ。法案起草のため外局の林野庁に側近の法学系官僚を送り込み、技官集団が「森林法の改正で対応できるのになぜ新法なのか」と困惑する中、強引に成立させた。

しかし、林業は植林から伐採までの期間が数十年から百年に及び、一気に集約化することの政策評価は不可能だ。現在のように材木の価格が低迷している時期には「切らない」というのは、長期展望に立ったまっとうな経営判断だ。切らないことを「放置」と意図的に混同していること自体に、林野庁



進会議と未来投資会議で議論され、今年三月六日に政府が法案を国会に提出した。働き方改革関連法案などの陰に隠れ、国会で審議していることさえ話題にならず、四月十九日に衆院を通過、五月二十五日に参院で可決・成立した。

官邸の圧力を受けたのか、あるいは農水官僚が忖度したのか、農水省・林野庁は、新法の成立を急いだ。そのために「データ捏造」

山林破壊「国富投げ売り」政策の暴挙

愚劣極まる 「森林経営管理法」

の白書や、それをよりどころにした大手メディアの記事によるマイノリティコントロールの罪がある。

森林環境税を税源にするのだから、ほとんどの関係者は二酸化炭素(CO₂)の吸収促進や土砂災害の防止、水源の維持などが事業目的になると考えた。山村が蘇る切札として多くの市町村が期待した。おそらく森林環境税の導入に汗をかいた総務省の旧自治省系官僚もそれを願ったことだろう。

ところが、条文を丁寧に読むと、実態は森林のビジネス化促進法だと分かる。

昨年二月に突然、種子法の廃止法案を提出し、野党も法案の狙いを十分に理解しないまま、短時間の審議で二カ

にも手を染めた。国会で新法の意義を説明するため、林野庁は「林業の現状」という資料を提出。「八割の森林所有者は経営意欲が低い」と報告したのだ。

しかし報告の基となる「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」というアンケートには、「経営意欲」という質問項目は存在せず、「林業経営規模の意向」という質問しかなかった。この項目で「現状維持」と答えたのが七一・五%。「経営規模を縮小」と答えたのが七・三%。これを合算した「八割」を「経営意欲が低い」と報告した。当たり前だが、経営の規模と経営意欲はまったくの別物だ。解釈の違いと言ふよりは、データ捏造そのものだ。

今年の森林・林業白書に限らず、林野庁はこの数年「林業の後継ぎが激減し、相続などで持ち主さえ分からない山林が増えている」と繰り返して訴えてきた。併せて、「戦後に植林したスギやヒノキが伐採適齢期を迎えている」というキャンペーンを繰り返してきた。これらの指摘は一面正しく、昨年の自民党税制調査会で森林環境税を二

が増えるため一時的に繁忙になるとしても、材木の価格が下がるのは確実だ。

これによって儲かるのは、製材加工業者や住宅産業、リース企業などが熱心なバイオマス発電業者、木材を輸出している商社など、安くなる木材を利用する「川下業者」だけだ。ビッグ・ビジネスに奉仕する安倍政権の本領発揮というべきだろう。戦後に植林されたスギやヒノキの一部は、チップとして砕かれ発電所で燃やされて炭酸ガスを排出する。このために都市住民から幅広く集められる環境税が使われるとしたら、もはや喜劇ではないか。

憲法や民法との関係でも問題

官邸で五月十七日に開かれた未来投資会議で、安倍首相はこの法律の狙いを次のように語っている。「我が国が誇る豊かな森林資源も、地域経済活性化の大きな切り札になると考えています。そのためにも大規模化を大胆に進めていくことが必要です。(中略)私有林の集積、集約を後押しするため、国有林の一定区域も含め長期、大口

〇二四年度から導入し、それを財源に森林の「適切な維持」を目指すことも決まった。

問題なのはこの先だ。新法は、森林の持ち主に対して適切な時期に苗木を植え、育てて伐採する責務があると規定。適切に手入れされていない森林は、経営管理の権利を市町村に集め、それらを集約して経営すれば利益が出る場合は、「意欲と能力がある林業経営者」に伐採や造林を委託するという内容だ。市町村への委託に同意しない所有者に対しては、市町村の勧告や所有者の意見書提出などを経て「同意したものとみなす」という、農地改革並みの強権的な条項も盛り込まれた。

大枠は、耕作放棄地を「意欲と能力がある農家」に集約するために設置した農地中間管理機構(農地バンク)と、そっくりだ。それもそのはず。安倍政権の意向を受けて事業を行うことができるよう、農林水産大臣は法制度の整備に向けて取り組んでください」

これを受けて、来年は国有林野管理経営法が改悪されるだろう。ちょうど種子法を廃止した後、農業競争力強化支援法を成立させ、「民間事業者の活力」を名目にして農業試験場に蓄積された知見を無償で企業に提供させるように、国有林を民間企業に使わせることこそ狙いなのだ。新法だけでは真の目的は分からない。しかし今後国有林の投げ売り法案が成立すれば、二つの法律で国富の切り売りが増える。

すでに成立してしまった悪法、森林経営管理法に対してどのような歯止めが可能だろうか。種子法廃止に自治体が反旗を翻したように、地方の抵抗を期待したい。法施行後は森林の所有者や市町村が、直ちに行政訴訟を起こすべきだ。起草段階で内閣法制局が、憲法(財産権)や民法との関係で疑念を示したほど筋の悪い法律だ。違憲立法となる可能性は高い。野党も森林経営管理法の「廃止法案」を提出し、存在感を示してほしい。



種子の次は山林も売り渡す愚策(奥原正明農水事務次官)